

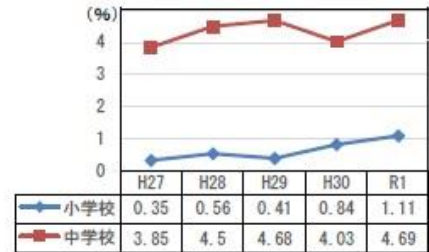
背景

不登校とは… 文部科学省の調査では、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としています。

1 不登校児童・生徒数の増加

- 近年、本市のみならず、全国的にも不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、とりわけ、市内中学校の出現率は4%を超え、深刻な状況にあります。
- 学年別では小学校第6学年、中学校第3学年が一番多く、学年進行とともに不登校児童・生徒数が増加し、長期化する傾向にあります。

不登校出現率の経年比較



※グラフは文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査」による

2 不登校の長期化への対応と学力保障

- これまで、教育センター適応教室「ゆうかり教室」を不登校児童・生徒の居場所とし、様々な支援を行ってきました。しかし、依然として学業の遅れや在籍校への復帰が困難であるなどの課題があることから、今後、特に不登校生徒を指導・支援する体制の強化と充実を図り、本人の進路や社会的自立に向けた支援に取り組んでいく必要があります。
- 教育機会確保法（平成28年12月成立）により、国・地方公共団体は、不登校特例校の整備が努力義務となりました。また、本法律の基本理念には、不登校児童・生徒について、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが示されており、本市においても、不登校特例校を設置し、特別の教育課程による個に応じた指導の充実など、ICT等を活用した学力の保障に早期に取り組む必要があると考えています。

社会的自立に向けた支援の充実

中学校不登校特例校の開設に向けて

【不登校特例校とは】

不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合に、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条等に基づき、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる制度です。

※「分教室」と「分校」

「分教室」とは、「東京都版不登校特例校」の位置付けで、本校から分離し、他の建物の一部を使用して設置する教室。学校（分校）への移行を前提としており、東京都の教職員定数配当基準に基づき、適切に正規教員を配置し、児童・生徒の学力を保障していきます。

「分校」とは、学校設置基準等を満たす学校。施設設備や正規教員の配置による指導体制の充実により、教育環境を向上していきます。

ステップ1

分教室の形で
不登校特例校を設置

ステップ2

将来的に
学校（分校）へ移行

多摩市教育委員会の目指す不登校特例校の姿

1 学校名

多摩市立諏訪中学校 (分教室設置場所) 多摩市立瓜生小学校

※令和3年4月現在、全国の不登校特例校の指定数17校(公立学校8校、私立学校9校)

2 対象生徒(定員60名 1年:10名、2年:20名、3年:30名)

※開設当初の想定定員の内訳です。入室状況に応じて弾力的に対応します。

【本校として諏訪中学校を選んだのは…】

現在まで長期化する不登校児童・生徒への支援については学校と教育センターのゆかり教室が中心となって行っており、不登校特例校でも教育センターとの連携が重要となってくることから、教育センターと距離的にも近い学校を指定するとともに特例校を設置する必要があります。

また、諏訪中学校でも不登校生徒は多く、ゆかり教室に通っている生徒も多くいました。

これらの理由から諏訪中学校を本校として選定しました。

【設置場所として瓜生小学校を選んだのは…】

瓜生小学校の令和3年5月現在の児童数は197名・7学級となっており、校舎の教室には余裕があり、また、瓜生小学校の校舎には増築部分があり、本校舎とは独立した教育活動を可能とするつくりとなっています。諏訪中学校からも教育センターからも近いという立地条件も満たしております。

加えて、学校と保護者や地域の方々との関係が良好なことも踏まえ、瓜生小学校を設置場所として選定しました。

不登校特例校の開設構想に関するQ&A

Q1 不登校特例校を学校施設に設置すると不登校の生徒は通いにくいのではないですか？

A1 特例校の開設にあたっては専用の校門を新たに設置したり、始業時間を小学校とはずらして設定したりするなど、日常的に小学校の児童と動線がかさならないよう配慮します。

両校の児童・生徒の様子などを見ながら、徐々に交流する取り組みも取り入れていきたいと考えています。

不登校はどの子にも起こりうることでありますが、不登校児童・生徒の多くは自己肯定感が低い傾向があり、小学生との交流を通じてその回復の一助になるものと考えています。

Q2 構想はいつ具体的になるのですか？

A2 現在、令和4年4月の開設に向けて検討と調整を進めています。

令和3年9月の多摩市議会において予算等が審議され、承認され次第、開設準備を進めていきます。